再生計画認可

平成２３年（再）第９５号
富山県富山市八尾町深谷京ケ峰10番地
再生債務者　八尾観光開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０３号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須2122番地の１
再生債務者　株式会社丸協組
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１０４号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須311番地の４
再生債務者　伊豆開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２号
岡山県岡山市東区政津898番地の１
再生債務者　エスケー工業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月９日
岡山地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第１６２号
栃木県佐野市閑馬町278番地１
再生債務者　飯田建材工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２８２号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目39番３号
再生債務者　有限会社エムワイプランニング
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２９６号
東京都足立区東保木間１丁目24番１―203号
再生債務者　嶋田　浩之
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２号
三重県津市美杉町八知5926番地
再生債務者　美杉リゾート観光株式会社（旧商号株式会社魚九）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月10日　津地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４９号
千葉市緑区おゆみ野中央３丁目１番地２
コープシティおゆみ野Ｄ棟204号
再生債務者　松田　弘敏
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第５８号
千葉県千葉市稲毛区宮野木町1655番地１安田宮野木ガーデンハイツ307号
再生債務者　高橋　清徳
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第６２号
千葉県習志野市津田沼１丁目18番34号
再生債務者　武富　和宏
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第７５号
千葉県浦安市日の出５丁目３番Ｂ―210号セレナヴィータ新浦安
再生債務者　関口　一美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第２７号
兵庫県尼崎市東本町４丁目41番地の23
再生債務者　齋藤　清司
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月５日から平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第８４号
愛知県北名古屋市山之腰五条123番地
再生債務者　日本カークリーンセンターことカーブティックＪこと　石原　淳一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第２２号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目13番13号
再生債務者　河野　敏彦
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第１２８号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番３―302号
再生債務者　藤野　　修
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月14日から平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４３号
埼玉県志木市本町１丁目２番２―303号
再生債務者　足立　伸昭
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月14日から平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第６９号
千葉県習志野市秋津３丁目２番７―５号
再生債務者　梅木　隆志
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月14日から平成24年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係